

ひょうごケア・アシスタント推進事業について

1 事業の目的

高齢者・女性等の地域住民（一般県民）が、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設において、短期間の雇用機会を設けて、体に負担の少ない介護の周辺業務等に従事する「ひょうごケア・アシスタント（CA）制度」を平成31年度から実施しています。

周辺業務等を担うスタッフの導入を促進することで、介護現場に多様な人材の参入を促進するとともに、介護職員の負担の軽減及びケアの質の向上をめざす事業で、地域住民の皆様にも常日頃の施設ケアを知っていただける機会にもなっており、参加者や参加施設からは、好評をいただいています。

2 事業の内容

(1) ケア・アシスタント（CA）の仕事と働き方

- ・ケア・アシスタントとは、各施設に雇用された、介護の周辺業務に従事する職員をいいます。
- ・各施設において、説明会を開催した後、施設が定める計画に基づき短期間・短時間勤務でOJT研修を行い、職場や業務に慣れていただきます。
- ・終了後は、本人と施設で話し合い、介護職員として業務に従事、又は、引き続き周辺業務に従事（この場合は、介護職員初任者研修の受講が可能【上限35,000円の補助あり】）するなど、今後の働き方を決めていただきます。



(2) 周辺業務について

- ・ケア・アシスタントが従事する業務は、身体に負担の少ない周辺業務（配膳、掃除、洗濯、ベッドメイク、話し相手、レクリエーション補助等）で、対象者は経験資格不問、年齢不問となっています。

※介護職員が行う専門的な知識を必要とする身体介護（排泄介助や入浴介助等の直接処遇）には従事しません。（このため、法令・報酬上の人員配置基準（介護職員）等に算入職員となりません）。

- ・介護業務経験者でブランクのある有資格者や資格取得見込み者が職場復帰を見据えて身体介護（補助）業務（入浴介助補助や移乗介助補助等）に従事した場合も対象となります。

(3) 短期間雇用の期間、時間数等について

- ・従事する期間や日数・時間数は、1日3時間、週3日、3ヶ月で約100時間を目安とします。

3 県からの補助内容

区 分	補助額等	補助率
ケア・アシスタント受入経費 (資料印刷代、消耗品費等)	・受入施設ごとに4,000円 ・ケア・アシスタント1人につき2,000円	10/10
ケア・アシスタント活動経費 (雇用期間中の賃金)	・周辺業務に従事した場合 最低賃金相当額(900円)に補助率を乗じた額 ・身体介護(補助)業務に従事した場合 1,070円/時に補助率を乗じた額 ・通勤交通費(上限10,000円)に補助率を乗じた額	1/2

4 事業のスケジュール(予定)

時 期	内 容
7月23日(金)	・実施協議書の締切り
～9月頃	・県、市町、事業者団体及び受入施設における募集PR ・受入施設におけるケア・アシスタントの募集。説明会の実施。
～12月	・任意の3ヶ月間、ケア・アシスタントの受入実施
8月	・補助金申請書兼実施計画書の提出
1月	・実績報告書兼精算書等の提出
3月	・補助金の支払い